

教安第107号

令和2年4月28日

千葉県歯科医師会長 様

千葉県教育庁教育振興部  
学校安全保健課長  
(公印省略)

県立学校における児童生徒等及び職員の健康診断の延期について（通知）

学校保健の推進につきましては、日頃から御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、御承知おきくださるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会にも、参考として、別添写しを送付していることを申し添えます。

担当  
千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課  
保健班 江澤、大川  
TEL : 043-223-4092



教安第107号  
令和2年4月28日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

県立学校における児童生徒等及び職員の健康診断の延期について（通知）

県立学校における児童生徒等の健康診断については、令和2年4月3日付け事務連絡で通知し対応いただいたところですが、令和2年4月27日付け教安第96号（「緊急事態宣言に係る5月7日（木）以降の県立学校の対応について（通知）」）及び県内の感染状況等を踏まえ、県立学校における児童生徒等及び職員の健康診断については、下記のとおり対応くださるようお願いいたします。

なお、学校再開後の健康診断の実施等については、今後通知する予定です。

また、今後の感染状況等によっては、対応がさらに変更となる可能性があることを申し添えます。

記

- 1 検診機関が実施する健康診断(胸部エックス線検査、心電図検査、尿検査、ぎょう虫卵検査等)  
令和2年6月末日までに予定されている健康診断は、延期とする（教職員を含む）。
- 2 学校医及び学校歯科医による健康診断  
現在、医療機関は新型コロナウイルス感染症の対応で大変な状況にあることを鑑み、  
原則、令和2年6月末日までに予定されている健康診断は、延期とする。  
ただし、学校医・学校歯科医の日程確保が可能であり、学校医・学校歯科医等と十分に検討・相談した結果、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が発生しないように実施することが可能であると判断した場合は、この限りではない。
- 3 その他（身体測定等）  
令和2年6月末日までに予定されている場合は、延期とする。

担当  
教育振興部学校安全保健課保健班  
江澤、大川  
TEL：043-223-4092

教安第259号  
令和2年6月5日

千葉県歯科医師会長 様

千葉県教育庁教育振興部  
学校安全保健課長  
(公印省略)

県立学校における児童生徒等及び職員健康診断の実施時期について（通知）

学校保健の推進につきましては、日頃から御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、御承知おきくださるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会にも、参考として、別添写しを送付していることを申し添えます。

担当  
千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課  
保健班 江澤、大川  
TEL : 043-223-4092



教安第259号  
令和2年6月5日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

### 県立学校における児童生徒等及び職員健康診断の実施時期について（通知）

県立学校における児童生徒等及び職員健康診断の延期については、令和2年4月28日付け教安第107号で通知したところですが、令和2年7月以降については、各健康診断を実施いただきますようお願いいたします。

また、児童生徒等の健康診断については、令和2年3月19日付け教安第1356号で通知したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月30日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施するとされたところですが、特に、心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査については、検診機関・学校医と相談の上、可能な範囲で先行して実施くださるようお願いいたします。

健康診断の計画にあたっては、下記に留意いただくとともに、実施に係る留意事項については、6月中旬以降に別途通知する予定です。

なお、今後の感染状況によっては、再度延期等を行う可能性があることを申し添えます。

#### 記

- 1 健康診断の実施が遅れる場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。
- 2 学校医及び学校歯科医による健康診断  
医療機関においては、新型コロナウイルス感染症の対応で大変な状況が続いていることから、学校医及び学校歯科医の状況に十分配慮した上で、健康診断の実施時期を相談していくこと。
- 3 検診機関が実施する健康診断  
例えば尿検査等、例年並みの検査日数（検体回収日数）の確保が難しい場合があることを踏まえた上で、検診機関と日程を相談していくこと。

担当  
教育振興部学校安全保健課保健班  
大川、江澤  
TEL：043-223-4092